

遠軽町広報紙及びホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 遠軽町広報紙及びホームページ（以下「広報紙等」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、遠軽町有料広告掲載要綱（平成21年遠軽町告示第8号。以下「要綱」という。）及び遠軽町有料広告掲載取扱基準（平成20年遠軽町告示第2号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(広告掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広報紙等に掲載することができない。

(1) 広報紙等に掲載する広告の内容又はバナー広告においてリンク先のウェブページの内容が、要綱第3条第2項の規定に該当するもの

(2) 業種、事業者又は広告の内容が基準第2条から第4条までの規定に該当するもの

(3) 基準第7条に規定する町税等の滞納がある者の広告

(広告の規格、位置、表現、掲載料等)

第3条 広告の規格、位置、表現、掲載料等は別表のとおりとする。

(広告を掲載するページ及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ及び枠数は、企画課長が定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1か月を単位とし、広告掲載の申込みのあった期間とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 企画課長は、その所管するページに掲載する広告を募集するときは、広報紙等を利用して、広告掲載を希望するものを公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みの受付期限は、別表のとおりとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 広報紙

種類	規格（広告スペース）	掲載期間	掲載料
1号広告	縦 50mm×横 85mm	1回	3,000円
2号広告	縦 50mm×横 173mm	1回	6,000円
3号広告	縦 110mm×横 173mm	1回	12,000円

(1) 申込期限は、掲載を希望する月の前々月の20日までとする。
(2) データ形式はGIF又はJPEG等による。
(3) 掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 ホームページバナー広告

規格（1枠）	掲載期間	掲載料
縦50ピクセル×横150ピクセル GIF(アニメ不可)又はJPEG、10KB以内	1か月	3,000円

(1) 申込期限は、掲載を希望する月の3週間前までとする。
(2) 掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。